

長野工業高等専門学校個人情報管理規則

最終改正 令和4年8月1日

(趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）が保有する個人情報の取り扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（以下「管理規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（以下「取扱規則」という。）又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほかこの規則の定めるところによるものとする。

(保護管理者および保護担当者)

第2条 管理規則第6条及び第7条の規定に基づき、本校に次表のとおり保護管理者及び保護担当者を置く。

保有個人情報を取扱う部署	保護管理者	保護担当者
情報エレクトロニクス系 機械ロボティクス系 都市デザイン系	系 長	副系長（不在の場合は系長があらかじめ指名した者）
リベラルアーツ教育院	院 長	副院長（不在の場合は院長があらかじめ指名した者）
専 攻 科	専攻科長	専 攻 長
総 務 課 学 生 課	課 長	係長（不在の場合は課長があらかじめ指名した者）
技術支援部	技術長	主査（不在の場合は技術長があらかじめ指名した者）

(特定個人情報取扱担当者)

第3条 管理規則第7条の2の規定に基づき、本校に次表のとおり特定個人情報取扱担当者を置き、取り扱う特定個人情報等の範囲を定める。

保護管理者	特定個人情報取扱担当者	取り扱う特定個人情報等の範囲
総務課長	人事係長 人事係主任 人事係員 出納係長 出納係主任 出納係員	源泉徴収票作成事務 住民税届出事務 財産形成貯蓄事務 共済組合関連届出事務 健康保険関連届出事務 厚生年金保険関連・国民年金届出事務 雇用保険関連届出事務 国民年金の第3号被保険者の届出に関する事務 支払調書作成事務
学生課長	学生係長 学生係主任 学生係員	高等学校修学支援金事務

(教職員の責務)

第4条 保有個人情報を取り扱う教職員は、法の趣旨に則り、関連する法令、管理規則及び取扱規則の定め、並びに管理規則第5条に規定する総括保護管理者、本規則第2条に規定する保護管理者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(個人情報の取扱状況の記録)

第5条 管理規則第16条に基づき、保護管理者は別紙様式により台帳を整備し、当該個人情報の利用及び保管等の取り扱いの状況について記録する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、本校が保有する個人情報の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月1日 一部改正)

この規則は、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。